



戸籍制度マスコット「コセキツネ」

5月26日から戸籍にフリガナが記載されることになりました。記載されるフリガナを確認していただくため、那須町に本籍がある方へ8月20日に通知書の発送を予定しています。戸籍に記載されるフリガナの通知書がお手元に届きましたら、次のフローチャートにより届出が必要かどうかをご確認ください。

戸籍フリガナ届出フローチャート



氏フリガナの届出人を確認します「あなたは戸籍の筆頭者ですか？」

- ※筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍またはいない場合は、同籍の構成員が「氏」のフリガナの届出人となります。
- ※通知書に「氏」のフリガナの届出ができる人の記載がありますのでご確認ください。

はい



「筆頭者」とは戸籍の一番最初に記載されている方で主に婚姻や分籍等により親の戸籍から除籍された際、氏を変えていない方が筆頭者となります。

いいえ

通知書にある「氏」のフリガナとあなたの「名」のフリガナは正しく記載されていますか？

通知書にあるあなたの「名」のフリガナは正しく記載されていますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

「確認完了です。」

- ※令和8年5月26日以降に通知書に記載されているフリガナが戸籍へ自動的に記載されます。
- ※自動記載前に戸籍への記載を希望する方は「氏(名)の振り仮名の届」の届出をしてください。



間違っているのは「氏」と「名」どちらですか？

氏

※両方の場合はそれぞれ届出が必要です。

名

「氏の振り仮名の届」の届出をしてください。

「名の振り仮名の届」の届出をしてください。



【マイナポータルで】届出の方法は？



←マイナポータルログイン（振り仮名届出）
※マイナンバーカードをご用意の上ご利用ください。

【窓口で】

本籍地または住所地の市区町村の他、お近くの市区町村の戸籍の窓口で届出することができます。



【注意事項】

- ※振り仮名の記載は小文字を区別しますので拗音や促音（「ャ」「ユ」「ヨ」「ッ」等）が大文字で表記されている場合は届出が必要になります。
- ※15歳未満の方が届出をする場合は、親権者または未成年後見人が届出をしてください。
- ※郵送で届け出することもできますが記載事項の補正を求める際ご来庁いただく場合もあります。

【お問い合わせ】 那須町役場住民生活課戸籍係 0287-72-6908
法務省振り仮名専用コールセンター 0570-05-0310（ナビダイヤル）
※午前8時30分～午後5時15分（土日祝日年末年始を除く）